

ACSV MONTHLY LETTER

● 医療費控除について②

医療費控除の個別的なポイントを説明します。

- インプラントや歯の矯正
インプラントや入れ歯治療の費用は医療費控除の対象となります。子どもの矯正などは対象となりますが、容ぼうを美化したりするための費用は対象外です。
- レーシックや弱視矯正
レーシック手術費用も対象です。子どもの弱視矯正眼鏡の購入費用は対象となります。
- 不妊治療、人工授精
医師による診療等の費用は対象となります。
- 人工透析
医師による診療等の費用、それらのための器具等の購入費用は対象となります。
- 人間ドック、健康診断
通常は対象外ですが、検査の結果として重大な疾病が発見され、引き続き治療をした場合は対象に含めることとされています。
- マッサージ代、鍼代
治療のためのものは対象となりますが、健康維持のためのものは対象外となります。
- かぜ薬など
処方箋の有無にかかわらず、治療のための医薬品は薬局、薬店で購入した一般的なものも対象となります。漢方薬やビタミン剤の購入も同様ですが、予防や健康増進のためのものは対象外となります。
- 指定介護老人福祉施設等
施設サービスのうち、療養上の世話等に相当する部分については対象となります。通常は領収証にその金額を区分して記載されています。
- 介護サービス事業者の居宅サービス等
居宅サービス等のうち、療養上の世話等に相当する部分については対象となります。通常は領収証にその金額を区分して記載されています。

(次号に続く)

■ 税務カレンダー

	内容	備考
9月		
10月	個人住民税納付(第3期)	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。